

# 倫理規程

＜前 文＞ 株式会社ホンジョー（以下「当社」という。）の全ての役員及び当社において雇用されている者が遵守すべき倫理規程をここに制定する。

＜本 文＞

## （目 的）

**第1条** 本倫理規程は、当社の役員及び社員等が企業と社会との深い係わりを自覚し、日常の業務遂行において関係する法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践する為にこれを定める。

当社は企業活動を通じて真に豊かな社会の創造に貢献する。

## （社会的信用の維持）

**第2条** 当社の役員及び社員等は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

## （基本的人権の尊重）

**第3条** 当社の役員及び社員等は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

## （法令等の遵守）

**第4条** 当社は、各種法令及び当社の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 当社の役員及び社員等は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3 当社は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

## （私的利益追求の禁止）

**第5条** 当社の役員及び社員等は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

## （利益相反等の防止及び開示）

**第6条** 当社は、利益相反を防止するため、役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規程に基づき公開するよう努めなければならない。

2 当社は、株主総会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いて行わなければならない。

3 当社は、利益相反防止のため、役員及び社員等に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

**(特別の利益を与える行為の禁止)**

**第7条** 株主及び役員、社員等は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

**(情報開示及び説明責任)**

**第8条** 当社は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

**(個人情報の保護)**

**第9条** 当社は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

**(連 携)**

**第10条** 当社は、資金分配団体、民間公益活動を行う団体その他関係者が、社会の諸課題の解決とそのための自律的かつ持続的な仕組みの構築をともにめざす対等なパートナーであるとの認識の下で連携に努めなければならない。

**(研 鑽)**

**第11条** 当社の役員及び社員等は、社会的課題や民間公益活動の促進に関する情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。また、民間公益活動の促進による社会の変革に向けてチャレンジ精神を持って業務に当たらなければならない。

**(規程遵守の確保)**

**第12条** 当社は、必要あるときは、株主総会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

**(改 廃)**

**第13条** この規程の改廃は、株主総会の決議を経て行う。

**附 則**

この規程は、令和3年3月1日から施行する。